



第87回 定時株主総会 招集ご通知



開催日時

2026年6月26日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



開催場所

神戸市中央区波止場町2番1号
ホテルオークラ神戸
1階「平安の間」

末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。



決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬に係る報酬決定の件

目次

招集ご通知	1～4
株主総会参考書類	5～25
事業報告	26～46
連結計算書類・計算書類	47～50
監査報告書	51～56

インターネット等または郵送による議決権行使期限

2026年6月25日（木曜日）午後5時まで

※詳しくは3～4頁をご参照ください。

株主各位

神戸市中央区浜辺通四丁目1番11号



第87回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第87回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.kamigumi.co.jp/ir/shareholders/meeting/>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/9364/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）※】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



※上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「上組」または「コード」に当社証券コード「9364」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合は、後記の株主総会参考書類をご検討くださいませ、3頁から4頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご確認のうえ、インターネット等または書面により2026年6月25日（木曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 神戸市中央区波止場町2番1号
ホテルオークラ神戸 1階「平安の間」

（末尾記載の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 目的事項

- 報告事項** ①第87期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類内容報告の件
②会計監査人および監査役会の第87期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）連結計算書類監査結果報告の件

- 決議事項** **第1号議案** 剰余金処分の件
第2号議案 取締役9名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件
第5号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬に係る報酬決定の件

4. 招集にあたっての決定事項

【議決権行使についてのご案内】（3～4頁）をご参照ください。

以 上

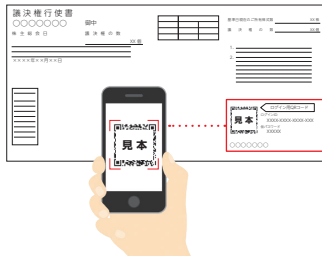
- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁記載のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。
- 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令および当社定款の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。なお、監査役および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

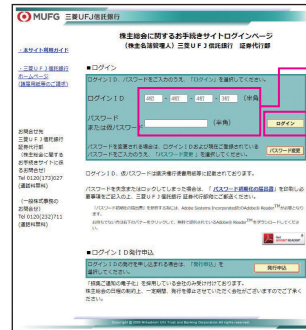
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことが可能です。

第1号議案 剰余金処分の件

当事業年度における利益剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたく存じます。

期末配当に関する事項

当事業年度の期末配当につきましては、利益還元に関する基本方針を踏まえ、当期業績および来期業績予想等を総合的に勘案し、1株につき115円といたしたく存じます。

これにより、中間配当金90円を含めた年間の配当金は、昨年より75円増配の1株につき205円となります。

1. 配当財産の種類

金銭といたします。

2. 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金115円

なお、この場合の配当総額は、11,352,908,560円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月29日といたしたく存じます。

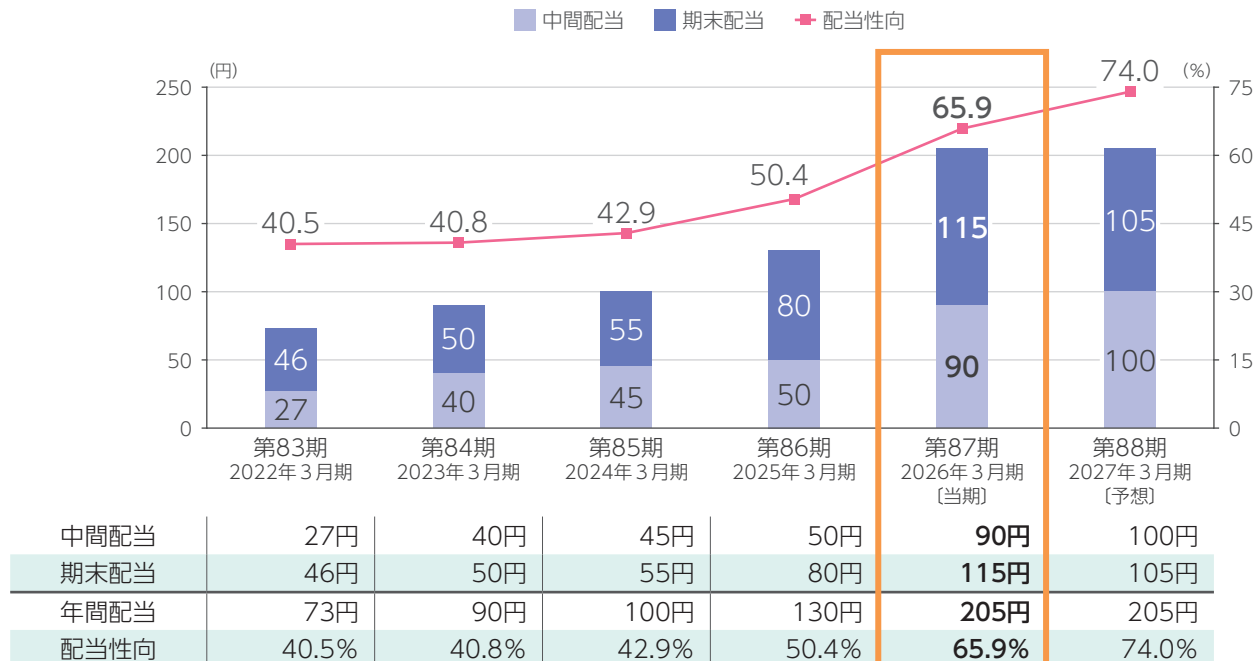
【利益還元に関する基本方針】

当社は、最適な資本構成を勘案しつつ、持続的な企業価値の向上を目指し、収益拡大に向けた成長投資や企業基盤の強化に要する自己資本の水準に配慮したうえで、安定的な利益還元を継続することを基本方針としております。

利益還元については連結配当性向を基準とした配当を基礎とし、キャッシュ・フローの状況や資本効率などを勘案しつつ、自己株式の取得についても適宜、実施してまいります。

なお、「中期経営計画2030」（最終年度：2030年3月期）においては、利益成長を通じた1株当たり配当金の安定的かつ持続的な増額を追求しつつ、連結配当性向70%を目安とした株式配当を実施するとともに、資本収益性向上の観点から総額650億円規模の自己株式取得を実施することといたします。

（ご参考：配当金と連結配当性向の推移）



第2号議案 取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（8名）が任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化のため1名を増員し、取締役9名（うち社外取締役3名）の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の内容につきましては、過半数を社外取締役で構成する任意の指名・報酬委員会で審議のうえ、取締役会の決議により決定しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位および担当	性別	取締役会出席回数	取締役在任期間	指名・報酬委員
1	ふかい よしひろ 深井義博	代表取締役会長CEO、取締役会議長 再任	男性	16回／16回中	23年	○
2	たはらのりひと 田原典人	代表取締役社長 社長執行役員COO 再任	男性	16回／16回中	15年	○ (注3)
3	ひらまつこういち 平松宏一	代表取締役 専務執行役員、 営業部門管掌（鉄鋼・エネルギーエリア） 兼 管理部門管掌 再任	男性	16回／16回中	6年	— (注4)
4	なが たゆきひろ 長田行弘	代表取締役 専務執行役員、 営業部門管掌（西日本・九州エリア） 再任	男性	16回／16回中	2年 (注2)	—
5	しいのかずひさ 椎野和久	代表取締役 専務執行役員、 営業部門管掌（東・中日本エリア） 再任	男性	16回／16回中	2年 (注2)	—
6	まえだかずや 前田和也	上級執行役員、 海外、国際物流領域長 新任	男性	—	—	—
7	まつむら 松村はるみ	社外取締役 再任 社外 独立	女性	16回／16回中	4年	○
8	ゆのきかずよ 柚木和代	社外取締役 再任 社外 独立	女性	13回／13回中 (注1)	1年	○
9	はっとりひろあき 服部博明	— 新任 社外 独立	男性	—	—	— (注4)

- (注) 1. 柚木和代氏は当事業年度中において新たに取締役に就任したため、上記の出席回数および開催回数は、就任日の2025年6月27日以降に開催された取締役会を対象としております。
2. 長田行弘、椎野和久の両氏は上記のほか、2020年6月から2023年6月までの3年間、当社取締役に在任しておりました。
3. 本総会終了後の取締役会において田原典人氏への指名・報酬委員の委嘱を解く予定であります。
4. 平松宏一氏、服部博明氏の選任が承認された場合、両氏に指名・報酬委員を委嘱する予定であります。

候補者番号

1

ふか い よし ひろ
深井義博

(1954年9月14日生)

再任

所有する
当社の株式の数

51,171株

取締役会への
出席状況16回中16回
(100%)

略歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)

1977年4月 当社入社
 2002年4月 当社執行役員、鹿島支店長、常陸那珂支店担当
 2003年6月 当社取締役
 2006年4月 当社常務取締役
 2010年4月 当社取締役 常務執行役員
 2011年4月 当社取締役 専務執行役員
 2012年4月 当社代表取締役社長
 2023年4月 当社代表取締役社長 社長執行役員CEO
 2026年4月 当社代表取締役会長CEO、
 取締役会議長 (現在)

【取締役候補者とした理由】

深井義博氏は港湾運送、国際複合一貫輸送といった当社中核事業に精通し、2012年4月より代表取締役社長として当社グループの業容拡大を推進してまいりました。また、2026年4月からは代表取締役会長CEOとして当社の戦略的な意思決定を行っております。今後も当社経営および事業戦略の遂行に不可欠でありますので、引き続き取締役候補者としていたしました。

候補者番号

2

た はら のり ひと
田原典人

(1958年11月5日生)

再任

所有する
当社の株式の数

26,710株

取締役会への
出席状況16回中16回
(100%)

略歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)

1982年4月 当社入社
 2009年4月 当社執行役員、名古屋支店長
 2011年6月 当社取締役 執行役員
 2013年4月 当社取締役 常務執行役員
 2018年4月 当社代表取締役常務 常務執行役員
 2020年6月 当社代表取締役専務 専務執行役員
 2023年4月 当社代表取締役 専務執行役員
 2025年4月 当社代表取締役 副社長執行役員
 2026年4月 当社代表取締役社長 社長執行役員COO (現在)

【取締役候補者とした理由】

田原典人氏は3PL (サードパーティー・ロジスティクス) 事業に精通しているほか、2024年4月からは管理部門管掌役員を務め、当社事業全体に関する幅広い見識を有しております。2026年4月からは社長執行役員COOとして執行を統括し、長期ビジョン2035の実現に向けた中期経営計画2030の推進を指揮しており、今後も当社経営および事業戦略の遂行に不可欠でありますので、引き続き取締役候補者としていたしました。

候補者番号

3

ひら まつ こう いち
平 松 宏 一 (1956年7月1日生)

再任



所有する
当社の株式の数

18,610株

取締役会への
出席状況

16回中16回
(100%)

略歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)

1981年4月 当社入社
2008年10月 当社東海支店長
2014年4月 当社執行役員、福山支店長
2020年6月 当社取締役 執行役員
2023年4月 当社取締役 常務執行役員
2025年4月 当社取締役 専務執行役員
2026年4月 当社代表取締役 専務執行役員、
営業部門管掌 (鉄鋼・エネルギーエリア)
兼 管理部門管掌 (現在)

〔取締役候補者とした理由〕

平松宏一氏は鉄鋼事業に長年携わったことによる同事業への深い見識を有し、2020年6月からは鉄鋼・重量貨物輸送・エネルギー関連事業を統括し、当社の業容拡大を推進していることに加え、2026年4月からは管理部門管掌役員を兼務し、内部統制システムの充実・強化に努めております。取締役会における意思決定や取締役の職務執行の監督も適切に行っておりますので、引き続き取締役候補者としていたしました。

候補者番号

4

なが た ゆき ひろ
長 田 行 弘 (1957年3月17日生)

再任



所有する
当社の株式の数

18,405株

取締役会への
出席状況

16回中16回
(100%)

略歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)

1979年4月 当社入社
2010年3月 当社徳山支店長
2014年4月 当社執行役員、名古屋支店長
2020年6月 当社取締役 執行役員
2023年4月 当社取締役 常務執行役員
2023年6月 当社常務執行役員
2024年6月 当社取締役 常務執行役員
2025年4月 当社取締役 専務執行役員
2026年4月 当社代表取締役 専務執行役員、
営業部門管掌 (西日本・九州エリア) (現在)

(重要な兼職の状況)

株式会社神戸港国際流通センター 代表取締役社長

〔取締役候補者とした理由〕

長田行弘氏は港運事業を中心に国内物流事業に長年携わり、同事業における広い見識を有しており、2024年4月からは西日本・九州エリアを統括し、同エリアの物流事業における当社の業容拡大を推進しております。取締役会における意思決定や取締役の職務執行の監督も適切に行っておりますので、引き続き取締役候補者としていたしました。

候補者番号

5

しい の かず ひさ
椎 野 和 久 (1958年11月1日生)

再任

所有する
当社の株式の数

19,001株

取締役会への
出席状況16回中16回
(100%)

略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

1981年4月 当社入社
 2013年6月 当社徳山支店長
 2014年4月 当社執行役員、徳山支店長
 2020年6月 当社取締役 執行役員
 2023年4月 当社取締役 常務執行役員
 2023年6月 当社常務執行役員
 2024年6月 当社取締役 常務執行役員
 2025年4月 当社取締役 専務執行役員
 2026年4月 当社代表取締役 専務執行役員、
 営業部門管掌（東・中日本エリア）（現在）

【取締役候補者とした理由】

椎野和久氏は3PL事業に精通しているほか、西日本地区、中京地区の支店長を歴任し、港湾運送・青果・自動車関連物流その他各事業にわたる見識を有しており、2023年4月からは東・中日本エリアを統括し、当社の業容拡大を推進しております。取締役会における意思決定や取締役の職務執行の監督も適切に行っておりますので、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

6

まえ だ かず や
前 田 和 也 (1960年5月20日生)

新任

所有する
当社の株式の数

10,171株

取締役会への
出席状況

—

略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

1983年4月 当社入社
 1990年8月 KAMIGUMI (MALAYSIA) SDN. BHD. 社長
 2013年4月 当社国際物流事業本部 阪神事業部長
 2014年4月 当社執行役員、国際物流事業本部副本部長 兼 阪神事業部長
 2018年4月 当社執行役員、国際物流事業本部長
 2023年4月 当社上席執行役員
 2024年4月 当社上級執行役員
 2026年4月 当社上級執行役員、
 海外、国際物流領域長（現在）

【取締役候補者とした理由】

前田和也氏は国際複合一貫輸送に長年携わり、同事業における深い見識を有していることに加え、海外子会社の社長として経営に携わった経験を持ち、2024年4月からは海外、国際物流領域長として当社グローバル事業の拡大を推進しております。これらの経験・知識を活かし、取締役会における意思決定や取締役の職務執行の監督を適切に行うことができると判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

7

まつ 村
松 村

はるみ (1954年3月25日生)

再任

社外

独立



所有する
当社の株式の数

2,005株

取締役会への
出席状況

16回中16回
(100%)

略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

- 1976年4月 株式会社西武百貨店入社
(現 株式会社そごう・西武)
- 2004年6月 株式会社アンリ・シャルパンティエ代表取締役
(現 株式会社シュゼット)
- 2011年7月 株式会社住生活グループ上席執行役員
(現 株式会社LIXIL)
株式会社LIXIL上席執行役員
- 2016年11月 株式会社LIXILグループ執行役専務
(現 株式会社LIXIL)
株式会社LIXIL取締役専務役員
- 2019年7月 株式会社ロック・フィールド社外取締役
- 2022年6月 当社社外取締役（現在）
- 2023年6月 株式会社広島銀行社外監査役
- 2024年6月 株式会社ひろぎんホールディングス
社外取締役（現在）

（重要な兼職の状況）

株式会社ひろぎんホールディングス 社外取締役

【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

松村はるみ氏を社外取締役候補者とした理由は、上場企業の役員として経営および人事部門・CSR部門に携わった豊富な経験と高い見識を活かして適宜必要な助言・提言を行うなど、取締役会における意思決定の適法性・適正性の確保に大いに貢献しているためであります。同氏が社外取締役に選任された場合には、会社経営に関する豊富な知見を活かし、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点より、引き続き当社経営に対する適切な助言や監督を行うことを期待しております。また、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・独立的立場から関与する予定であります。

なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

【独立性に関する事項】

松村はるみ氏が社外取締役を務める株式会社ひろぎんホールディングスおよび同氏が2025年7月まで社外取締役を務めた株式会社ロック・フィールドと当社との間に取引関係はありません。また、同氏が2024年6月まで社外監査役を務めた株式会社広島銀行に対して、当社は口座利用に伴う手数料をお支払いしておりますが、その取引額は過去3年間のいずれの事業年度においても、同行の売上高の1%未満であり、特別の利害関係を生じさせるものではありません。以上から、同氏は当社の定める独立性判断基準を満たしております。

当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ており、同氏が原案どおり再選された場合は引き続き独立役員として指定いたします。

候補者番号

8

ゆの き かず よ
柚 木 和 代 (1960年7月11日生)

再任

社外

独立

所有する
当社の株式の数

103株

取締役会への
出席状況13回中13回
(100%)

略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

1983年3月 株式会社大丸入社
（現 株式会社大丸松坂屋百貨店）

2008年5月 同社執行役員、札幌店長

2015年5月 株式会社博多大丸代表取締役社長 兼
株式会社大丸松坂屋百貨店常務執行役員

2019年5月 J. フロント リテイリング株式会社
執行役常務、関連事業統括部長

2021年3月 GINZA SIXリテールマネジメント株式会社
代表取締役社長 兼 株式会社大丸松坂屋百貨店
執行役員

2021年12月 新日本製薬株式会社社外取締役

2022年5月 イオン北海道株式会社社外取締役（現在）

2023年5月 イオン九州株式会社社外取締役（現在）

2025年6月 当社社外取締役（現在）

2025年7月 株式会社ロック・フィールド社外取締役（現在）

（重要な兼職の状況）

イオン北海道株式会社 社外取締役
イオン九州株式会社 社外取締役
株式会社ロック・フィールド 社外取締役

【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

柚木和代氏を社外取締役候補者とした理由は、国内大手百貨店グループ企業の経営に携わったことによる豊富な経験と高い見識を活かして適宜必要な助言・提言を行うなど、取締役会における意思決定の適法性・適正性の確保に大いに貢献しているためであります。同氏が社外取締役に選任された場合には、会社経営に関する豊富な知見を活かし、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点より、引き続き当社経営に対する適切な助言や監督を行うことを期待しております。また、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・独立的立場から関与する予定であります。

なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

【独立性に関する事項】

柚木和代氏が社外取締役を務めるイオン北海道株式会社、イオン九州株式会社および株式会社ロック・フィールドと当社との間に取引関係はありません。また、同氏が2024年12月まで社外取締役を務めた新日本製薬株式会社と当社との間に取引関係はありません。以上から、同氏は当社の定める独立性判断基準を満たしております。

当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ており、同氏が原案どおり再選された場合は引き続き独立役員として指定いたします。

候補者番号

9

はっ とり ひろ あき
服 部 博 明 (1956年12月4日生)

新任

社外

独立



所有する
当社の株式の数

—

取締役会への
出席状況

—

略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

1980年 4月 株式会社太陽神戸銀行入行
（現 株式会社三井住友銀行）
2012年 4月 同行常務執行役員
2015年 6月 株式会社みなの銀行代表取締役副頭取
兼 副頭取執行役員
2016年 4月 同行代表取締役頭取 兼 最高執行役員
2018年 4月 株式会社関西みらいフィナンシャルグループ
代表取締役
2021年 4月 株式会社みなの銀行代表取締役会長
2021年 5月 一般社団法人神戸経済同友会代表幹事
2021年 6月 大阪中小企業投資育成株式会社
社外監査役（現在）
2023年 3月 株式会社日本エスコン社外取締役（現在）
（現 株式会社エスコン）
2025年 4月 株式会社みなの銀行特別顧問（現在）

（重要な兼職の状況）

大阪中小企業投資育成株式会社 社外監査役
株式会社エスコン 社外取締役
株式会社みなの銀行 特別顧問

〔社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要〕

服部博明氏を社外取締役候補者とした理由は、銀行および金融グループの経営に携わったことによる豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かすためであります。同氏が社外取締役に選任された場合には、財務戦略ならびに会社経営に関する豊富な知見を活かし、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点より、当社経営に対する適切な助言や監督を行うことを期待しております。また、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・独立的立場から関与する予定であります。

〔独立性に関する事項〕

服部博明氏が社外取締役を務める株式会社エスコンおよび同氏が社外監査役を務める大阪中小企業投資育成株式会社と当社との間に取引関係はありません。また、同氏が特別顧問を務める株式会社みなの銀行から当社は預金に対する利息を収受しておりますが、その取引額は過去3年間のいずれの事業年度においても当社の売上高の1%未満であり、特別の利害関係を生じさせるものではありません。以上から、同氏は当社の定める独立性判断基準を満たしております。

よって、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出る予定であります。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 各取締役候補者の所有する当社の株式の数には、上組役員持株会における本人の持分を含めております。
3. 松村はるみ、柚木和代の両氏と当社との間では、当社に対して負う会社法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする内容の責任限定契約を締結しており、両氏が原案どおり再選された場合、当社は両氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
- また、服部博明氏の選任が承認された場合、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由がございます。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役堀内敏弘、秀島友和の両氏が任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

また、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号

1

ほり うち とし ひろ
堀 内 敏 弘

(1954年6月15日生)

再任



所有する
当社の株式の数

26,076株

取締役会への
出席状況

16回中16回
(100%)

略歴（地位および重要な兼職の状況）

1977年4月 当社入社
2010年4月 当社執行役員、経営企画部長、
タスクフォース・チーム長
2012年6月 当社常務執行役員
2013年6月 当社取締役 常務執行役員
2020年6月 当社代表取締役常務 常務執行役員
2023年4月 当社代表取締役 常務執行役員
2024年4月 当社取締役、社長付
2024年6月 当社常任監査役（常勤）（現在）

【監査役候補者とした理由】

堀内敏弘氏は当社の取締役として長年にわたり要職を歴任し、監査役就任後においては管理部門を含む当社業務全体に関する幅広い見識を基に適切に監査業務を遂行しております。今後も取締役会等を通じて当社のガバナンスの充実・強化に貢献できるものと考え、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

ひで しま とも かず
秀 島 友 和 (1957年9月2日生)

再任

社外

独立

所有する
当社の株式の数

1,584株

取締役会への
出席状況16回中16回
(100%)

略歴（地位および重要な兼職の状況）

1980年 4月 大阪国税局入局
 2008年 7月 同局総務部国税広報広聴室長
 2010年 7月 天王寺税務署長
 2011年 7月 大阪国税局総務部人事第二課長
 2016年 7月 豊能税務署長
 2017年 7月 大阪国税局調査第二部長
 2018年 7月 同局退官
 2018年 8月 税理士事務所開業（現在）
 2022年 6月 当社社外監査役（現在）
 2025年 4月 ケーティーマシナリー株式会社
 社外監査役（現在）

（重要な兼職の状況）

ケーティーマシナリー株式会社 社外監査役

〔社外監査役候補者とした理由〕

秀島友和氏は本総会終結の時までに4年間当社の社外監査役として在任し、税務行政に長年携わった経験や税理士としての専門的見地から適切に監査を行っております。また、取締役会においても適宜助言、提案を行い、ガバナンスの充実・強化に努めておりますので、会社経営に直接関与した経験を有していないものの、今後も社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

〔独立性に関する事項〕

秀島友和氏は税理士資格を有しておりますが、同氏と当社との間に税務事務委託等の取引関係はありません。また、同氏が社外監査役を務めるケーティーマシナリー株式会社と当社との間に取引関係はありません。以上から、同氏は当社の定める独立性判断基準を満たしております。

当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ており、同氏が原案どおり再選された場合は引き続き独立役員として指定いたします。

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 各監査役候補者の所有する当社の株式の数には、上組役員持株会における本人の持分を含めております。
3. 秀島友和氏と当社との間では、当社に対して負う会社法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする内容の責任限定契約を締結しており、同氏が原案どおり再選された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由がございます。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本候補者は常勤監査役の補欠として選任するものであります。

また、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

むら 村 上 克 己 (1955年1月10日生)



所有する
当社の株式の数

21,426株

略歴および重要な兼職の状況

1977年4月 当社入社
2012年4月 当社執行役員、
東京・横浜支店担当
2013年6月 当社取締役 執行役員
2014年6月 当社取締役 常務執行役員
2020年6月 当社代表取締役常務 常務執行役員
2023年4月 当社代表取締役 常務執行役員
2024年4月 当社取締役、社長付
2024年6月 日本ポート産業株式会社代表取締役会長（現在）

(重要な兼職の状況)

日本ポート産業株式会社 代表取締役会長

[補欠監査役候補者とした理由]

村上克己氏は当社の取締役として長年にわたり要職を歴任し、当社営業部門全般に関する幅広い見識を有しております。この経験を活かし、常勤監査役に欠員が生じた場合には後任としての役割を十分に果たすことができると判断し、補欠監査役候補者いたしました。

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 村上克己氏は、日本ポート産業株式会社の代表取締役会長を務めておりますが、同氏が当社の監査役に就任する場合は、同職を辞任する予定であります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由がございます。村上克己氏が監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

【ご参考】「社外役員の独立性判断基準」について

当社は、社外取締役および社外監査役（以下、「社外役員」という。）の独立性判断基準を以下のとおり定め、社外役員（候補者も含む。）が次の項目のいずれかに該当する場合は、当社にとって十分な独立性を有していないものとみなします。

1. 現在または過去10年間において、当社または当社の連結子会社の業務執行者であった者
2. 現在または過去3年間において下記①～⑥のいずれかに該当していた者
 - ① 当社との1事業年度の取引額が、当社または当該取引先のいずれかの連結売上高の2%を超える取引先またはその業務執行者
 - ② 当社への出資比率が5%を超える大株主またはその業務執行者
 - ③ 当社の主要な借入先またはその業務執行者
 - ④ 当社より年間1,000万円を超える寄付を受けた者または受けた団体に所属する者
 - ⑤ 当社より役員報酬以外に年間1,000万円を超える報酬を受けた弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント等（法人等の団体である場合は当社からの報酬が当該団体の年間収入の2%を超える団体に所属する者）
 - ⑥ 当社の業務執行者が他の会社の取締役を兼務している場合における当該他の会社の業務執行者
3. 上記1および2に掲げる者の配偶者または2親等以内の親族

【ご参考】 取締役および監査役のスキルマトリックス

当社は、取締役および監査役が果たすべき役割に照らし、取締役および監査役が備えるべき専門性を定義しております。

本総会において取締役および監査役選任議案の承認が得られた後の、取締役および監査役のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

	氏名	地位	属性	共通	個別						
				ESG・サステナビリティ	企業経営	業界関連知見	財務・会計	法務・リスクマネジメント	グローバル	人材・組織開発	DX
取締役	深井義博	代表取締役会長		●	●	●		●			●
	田原典人	代表取締役社長		●	●	●	●	●		●	●
	平松宏一	代表取締役		●		●		●			●
	長田行弘	代表取締役		●	●	●			●		●
	椎野和久	代表取締役		●		●			●		●
	前田和也	取締役		●	●	●			●		●
	松村はるみ	取締役	社外 独立 女性	●	●				●	●	
	柚木和代	取締役	社外 独立 女性	●	●				●	●	
	服部博明	取締役	社外 独立	●	●		●				
監査役	堀内敏弘	常勤監査役		●		●	●			●	
	黒田 愛	監査役	社外 独立 女性	●				●			
	秀島友和	監査役	社外 独立	●			●				
	佐々木聖子	監査役	社外 独立 女性	●				●		●	

【スキル選定理由】

	スキル	選定理由
共通	ESG・サステナビリティ	持続可能な社会の実現に向け、社会的課題の解決を当社の事業戦略に織り込んでいくために必要なスキルであるため
個別	企業経営	経営環境の変化に柔軟に対応し、企業理念やビジョンの実現に向けた挑戦的な経営戦略を立案するために不可欠なスキルであるため
	業界関連知見	港湾を起点とする当社の事業の特性に鑑み、港湾運送を含む物流業界の知見が、取締役会における戦略立案とモニタリングに不可欠であるため
	財務・会計	正確な財務報告の実現と、経営戦略に応じた的確な財務・資本戦略の立案に不可欠なスキルであるため
	法務・リスクマネジメント	多様化する経営リスクを正確に把握し、効果的な対策を講じることが、企業のレジリエンス強化に不可欠であるため
	グローバル	当社の企業成長の実現において重要なファクターである海外事業戦略の立案・実現のためには、海外マネジメント経験や異文化への造詣が不可欠であるため
	人材・組織開発	経営を支える組織の構築や、多様性を受容し成長戦略に即した人材マネジメント基盤の整備・確立に不可欠なスキルであるため
	DX	DXを通じた業務効率化や提供価値拡張を実現するにあたり、その推進状況を適切にモニタリングするためには、DX・デジタル技術分野に関する相当程度の知見が不可欠であるため

第5号議案

取締役（社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬に係る報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2020年6月26日開催の第81回定時株主総会において、年額600百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とする旨、および当該報酬枠とは別枠で、2019年6月27日開催の第80回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対する株式報酬（譲渡制限付株式報酬）額の上限を年額30百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）、交付する株式の総数を年間12,000株以内とする旨ご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、対象取締役に、対象取締役の報酬と会社業績および当社の株式価値との連動性をより明確にし、当社の中期経営計画に定める業績目標の達成および中長期的な業績の向上による企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、対象取締役に對して、新たに業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することといたしたいと存じます。

本制度に基づき、対象取締役に對して当社の普通株式の交付のための金銭報酬債権および納税資金確保のための金銭を報酬として支給することとし、金銭報酬債権および金銭の総額は年額200百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）といたします。また、各対象取締役に對する具体的な支給時期および内容については、別途取締役会で決定することといたします。ただし、当該報酬額は、原則として、中期経営計画の対象期間を業績評価の対象期間（以下「業績評価期間」という。）としたうえで当該期間の最後の事業年度の経過後に、当該期間にわたる職務執行の対価に相当するを一括して支給する場合を想定しており（なお、当初の業績評価期間は4事業年度となるため、同期間に係る一括支給の額は800百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）となります。）、実質的には1事業年度200百万円以内での支給に相当すると考えております。

なお、現在の取締役は8名（うち社外取締役3名）であります。第2号議案「取締役9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は9名（うち社外取締役3名）となります。

また、株式の交付にあたっては、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本制度により支給される金銭報酬債権を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年16,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他本制度に基づき発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。以下同じ。）といたします。ただし、上記

のとおり、本制度に係る金銭報酬債権は、原則として、中期経営計画の対象期間を業績評価期間としたうえで当該期間の最後の事業年度の経過後に、当該期間にわたる職務執行の対価に相当する分を一括して支給する場合を想定しており（なお、当初の業績評価期間は4事業年度となるため、同期間に係る一括支給の数は64,000株以内となります。）、上記株式の総数についても、このような場合を想定して定めているため、実質的には1事業年度16,000株以内の付与に相当すると考えております。

なお、その1株当たりの払込金額は、当社の普通株式の交付に係る各取締役会決議（以下「交付取締役会決議」という。）の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値とする。）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定いたします。

また、本議案における報酬の内容、報酬額の上限、発行または処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への当社の普通株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（なお、本議案が承認可決された場合には、ご承認いただいた内容とも整合するよう、当該方針を後述【ご参考】欄に記載の内容に変更する予定です。）その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

[本制度の概要]

本制度は、当社の中期経営計画に基づく業績の達成度合いに応じて、対象取締役に對して業績評価期間終了後に当社の普通株式の交付および金銭の支給をする制度です。支給する金銭の額は、当社の普通株式の交付に伴い生じる納税資金に充当することを目的として、対象取締役が負担する所得税額等を考慮し、基準株式数の40%に相当する金額といたします。具体的な業績評価期間については中期経営計画の対象期間とし、また、業績指標（以下「業績評価指標」という。）については中期経営計画で採用した1ないし複数の業績指標その他当社の取締役会においてあらかじめ定めるものといたします。

なお、当初の業績評価期間および業績評価指標は、下表を予定しており、当初の業績評価期間終了後も、本議案で承認を受けた範囲内で、本制度の実施を継続できるものといたします。

<ご参考：業績評価期間および業績評価指標>

業績評価期間	当初：2027年3月期から2030年3月期までの4年 2031年3月期以降：別途取締役会において定めるものとする。
--------	--

業績評価指標	<p>当初：連結ROE、TSR、CO2排出削減量、従業員エンゲージメントスコア</p> <p>※なお、各指標のウェイトについては別途取締役会において定めるものとする。</p> <p>2031年3月期以降：別途取締役会において定めるものとする。</p>
--------	---

(1) 対象取締役に交付する当社の普通株式の数ならびに支給する金銭報酬債権および金銭の額の算定方法
 当社は、以下の①の計算式に基づき、各対象取締役に交付する当社の普通株式の数を算定し、②および③の計算式に基づき、各対象取締役に支給する現物出資のための金銭報酬債権および金銭の額を算定いたします。

① 各対象取締役に交付する当社の普通株式の数（最終交付株式数）（※1）
 $\text{基準交付株式数（※2）} \times \text{業績目標達成度（※3）} \times \text{在任期間比率（※4）} \times \text{役位調整比率（※5）} \times \text{株式交付割合（※6）}$

② 各対象取締役に支給する金銭報酬債権の額
 上記①で算定した各対象取締役に交付する当社の普通株式の数 \times 交付時株価（※7）

③ 各対象取締役に支給する金銭の額（最終交付金額）（※8）
 $\text{基準交付株式数（※2）} \times \text{業績目標達成度（※3）} \times \text{在任期間比率（※4）} \times \text{役位調整比率（※5）} \times \text{交付時株価（※7）} \times \text{金銭交付割合（※9）}$

（※1）計算の結果、1株未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものいたします。ただし、上記②および③の計算式により算出された結果に基づいて各対象取締役に金銭報酬債権および金銭の支給を行おうとする場合、本制度において支給する金銭報酬債権および金銭の額の上限額を超えるおそれがある場合には、当該上限額を超えない範囲で、各対象取締役に発行または処分する株式数を比例按分方式により按分調整することといたします。

（※2）当社の取締役会においてあらかじめ定めるものいたします。

（※3）業績評価期間中の各業績評価指標の達成度に応じて、当社の取締役会においてあらかじめ定めるものいたします。

（※4）在任期間（対象取締役の勤務期間に関し対象となる期間（以下「対象期間」という。）中における当社の取締役または取締役を兼務しない委任型執行役員その他取締役会で定める役職のいずれかの地位に在任した期間）に応じて、当社の取締役会においてあらかじめ定めるものいたします。

（※5）役位変更があった場合にその役位に対応した株式数を付与するように付与株式数を調整す

るため、当社の取締役会においてあらかじめ定めるものいたします。

- (※6) 報酬に占める当社株式の交付割合は60%とします。
- (※7) 当社の普通株式の交付取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）とします。
- (※8) 計算の結果、1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものいたします。
- (※9) 報酬に占める金銭の交付割合は40%とします。

(2) 対象取締役に対する支給条件

当社は、原則として、対象取締役が以下の要件を満たした場合に、業績評価期間終了後、対象取締役に對して、上記（1）に基づき算出される数および額の当社の普通株式を交付するための金銭報酬債権および金銭を支給いたします。

- ① 対象取締役が、対象期間中、継続して、当社の取締役または取締役を兼務しない委任型執行役員その他取締役会で定める役職の地位にあったこと
- ② 当社の取締役会で定める一定の非違行為がなかったこと
- ③ その他当社の取締役会が本制度の趣旨を達成するために必要と認める要件を充足すること

なお、対象期間中に、新たに就任した取締役が存在する場合、取締役の役位の変更があった場合、正当な理由により取締役を退任した場合には、業績達成比率や役位調整比率、当該取締役の在任期間に応じて合理的に調整した当社の普通株式および金銭を交付および支給いたします。

また、対象期間開始後、株式交付日までに対象取締役が死亡により上記地位を退任した場合には、対象取締役に對する金銭報酬債権の支給および当該金銭報酬債権の現物出資による当社の普通株式の交付に代わり、金銭を支給するものいたします。当該対象取締役に支給する金銭の額は、上記金銭報酬債権および金銭に係る総額の範囲内において、基準株式数を業績達成比率や当該取締役の在任期間に応じて合理的に調整した数に、当該取締役の退任した日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（交付取締役会決議後から株式交付日までの間に対象者が死亡により退任した場合は、交付取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値）を乗じて得られる金額といたします。

(3) 組織再編等における取扱い

当社は、対象期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合（た

だし、当該組織再編等の効力発生日が本制度に基づく当社の普通株式の発行または処分の日より前に到来することが予定されているときに限る。）、金銭報酬債権の支給および当該金銭報酬債権の現物出資による当社の普通株式の交付に代わり、業績評価期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間等に応じて合理的に調整した基準交付株式数に、組織再編等効力発生日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値を乗じて得られた金額の金銭を支給する。

〔ご参考〕 委任型執行役員に対する業績連動型株式報酬制度の導入

本議案が原案どおり承認可決された場合には、対象取締役のほか、当社の取締役を兼務しない委任型執行役員に対しても、対象取締役に対するものと同様の制度を当社の取締役会の決議により導入する予定です。

〔ご参考〕 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針の変更案の概要

取締役の個人別の報酬の決定に際しては、職位・職責に加え、会社の業績水準や社会情勢および他社の報酬水準を踏まえて決定することを基本方針としております。社外取締役を除く取締役の報酬構成は、月額基本報酬（現金報酬）と中長期報酬（株式報酬）により構成し、社外取締役の報酬構成については、客観的な立場から経営や業務執行の監督機能を中心に担うことに照らし、月額基本報酬（現金報酬）のみで構成しております。

なお、月額基本報酬（現金報酬）は固定給（取締役ごとの職位および職責により定まる基本報酬）および変動給（一定の業績指標に応じて支給される業績連動報酬）とし、社外取締役においては、その業務の特性に鑑み、固定給のみの支給としております。月額基本報酬（現金報酬）は、固定給および変動給ともに毎月一定の時期に支給いたします。

中長期報酬（株式報酬）は譲渡制限付株式報酬と業績連動型株式報酬（パフォーマンス・シェア・ユニット）により構成し、取締役会の決議に基づき、譲渡制限付株式報酬は毎年一定の時期に、業績連動型株式報酬（パフォーマンス・シェア・ユニット）はあらかじめ定める評価対象期間の満了後に一括して支給いたします。

以上

I. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

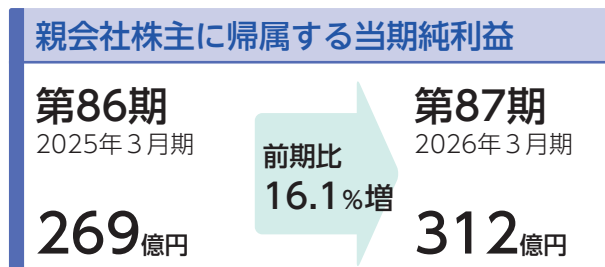
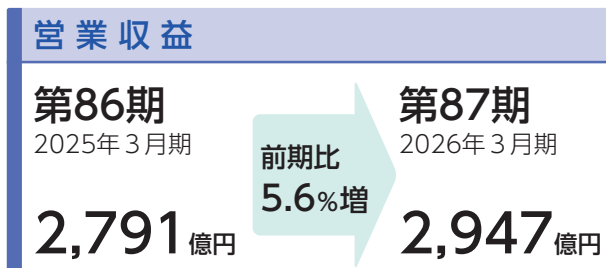
①事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、緩やかに回復しているものの、米国の通商政策や中東情勢の影響による不透明感がみられ、今後の物価動向と合わせて景気を下押しするリスクとなっております。

物流業界におきましては、輸出入貨物取扱量はおおむね横ばいとなった一方で、物価高によるコストの増加など、依然として厳しい経営環境が継続いたしました。

当社グループは、今期を初年度とする中期経営計画に掲げた「収益基盤としてのグローバル事業の確立」として、インド・ムンドラ港でコンテナ貨物の取扱・保管事業およびNVOCC事業を展開するSAURASHTRA FREIGHT PVT. LTD.の株式を取得し、連結子会社化しました。また、「国内基盤事業のシェア拡大・強化」として、日本ポート産業株式会社を完全子会社化しました。

この結果、当連結会計年度における営業収益は、物流事業において港湾運送や倉庫、国内運送の取扱量増加に伴い、前年同期と比べて5.6%増収の2,947億58百万円となりました。利益面におきましても、営業利益は前年同期と比べて10.4%増益の365億44百万円、経常利益は11.0%増益の406億85百万円、賃貸不動産物件や政策保有株式の売却益により、親会社株主に帰属する当期純利益は16.1%増益の312億62百万円となりました。

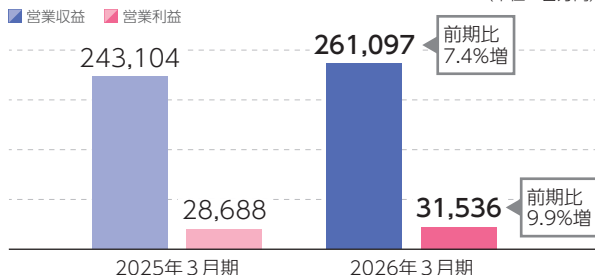


セグメント別の事業の状況は次のとおりであります。

物流事業

(港湾運送、倉庫、国内運送、工場荷役請負、国際運送、物流その他)

営業収益・営業利益の推移



業績概要

港湾運送におきましては、飼料、穀物および青果物の取扱量が堅調に推移し、コンテナの取扱量も増加いたしました。

倉庫および国内運送におきましては、スポット案件が寄与した結果、入出庫作業および輸送の取扱量が増加いたしました。

国際運送におきましては、当期に海外子会社を連結したことに伴い増収となりました。

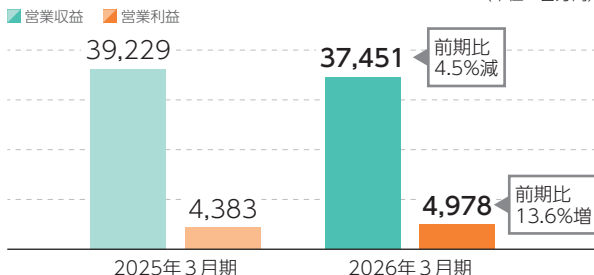
この結果、物流事業の営業収益は前年同期に比べて7.4%増収の2,610億97百万円、セグメント利益は9.9%増益の315億36百万円となりました。



その他事業

(重量・建設、その他)

営業収益・営業利益の推移



業績概要

重量・建設におきましては、重量貨物の運搬・据付案件の減少により、減収となりました。

その他におきましては、新車整備において取扱量が減少し、燃料の販売も減少いたしました。

この結果、その他事業の営業収益は前年同期に比べて4.5%減収の374億51百万円、セグメント利益は13.6%増益の49億78百万円となりました。



②中期経営計画の進捗状況

「中期経営計画2030」の初年度となる2026年3月期における主な進捗は以下のとおりです。

※中期経営計画の詳細は、当社ウェブサイトからご覧いただけます。
(当社ウェブサイト：<https://www.kamigumi.co.jp/ir/strategy/vision-plan/>)

【定量目標】

区分	指標	2026年3月期 (実績)	2030年3月期 (目標値)
財務目標	営業収益	2,947億円	3,500億円
	営業利益	365億円	380億円
	E B I T D A	503億円	550億円
	R O E	8.0%	8.0%
資本政策	負債調達	300億円	1,700億円規模 (5年累計)
	投資	537億円	2,400億円規模 (5年累計)
	連結配当性向	65.9%	70%程度
	自己株式取得 政策保有株式	130億円 11.5%削減	650億円規模 (5年累計) 30%削減

(注) 政策保有株式の指標につきましては、2025年3月期末の個別貸借対照表計上額を基準とした削減率を記載しております。

【定性目標】

基本方針	当期の主な取組み
①国内基盤事業のシェア拡大・強靱化	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道に定温物流センター（晴海物流センター）を新設 ・国内物流施設の定温設備更新 ・神戸市の穀物サイロに選別設備を導入
②収益基盤としてのグローバル事業の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・インド西部のCFS事業運営会社（SAURASHTRA FREIGHT PVT. LTD.）を子会社化 ・米国西海岸にて自社運営倉庫（KAMIGUMI USA LA Logistics Center）を稼働 ・KAMIGUMI USA INC. サバンナ支店を開設

基本方針	当期の主な取組み
③新たな物流ニーズに対応した事業拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・ 冷凍冷蔵倉庫を活用した食品3PL事業の開始 ・ 国内バイオマス発電所向け燃料保管・輸送案件の拡大 ・ 蓄電池輸送の拡大
④ポートフォリオ経営を支える経営管理への移行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業機軸での戦略立案を主導すべく一部事業分野で戦略本部を設置
⑤全社最適な人材マネジメントの実践	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長期ビジョン2035から逆算した事業・職種別の「あるべき人材像」を定義
⑥DXを通じた業務の効率化と提供価値の拡張・高度化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動デバンニングロボット※の導入 ・ 自社サイロにおけるデジタル制御システム導入拠点の拡大

※コンテナからの貨物の取出しを自動で行うロボット

③設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は148億52百万円であり、その主なものは定温物流センター（北海道）の建設および遠隔操作RTG（神戸市）の導入、その他車両、荷役機器等の購入であります。

④資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金300億円の調達を行いました。

(2) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、原油をはじめとした資源価格の高騰によるコスト上昇の常態化や人口減少社会を見据えた事業活動への備えなど、経営環境は依然として多くの課題を抱え、長期的な変化を想定した経営戦略が求められております。

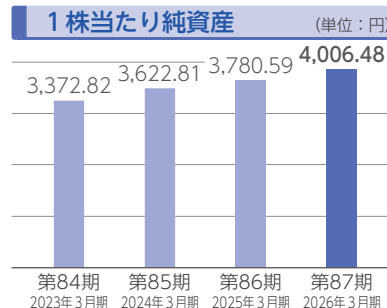
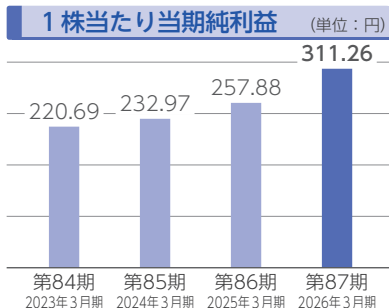
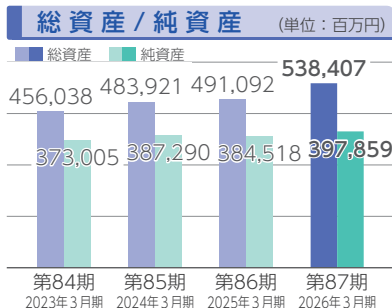
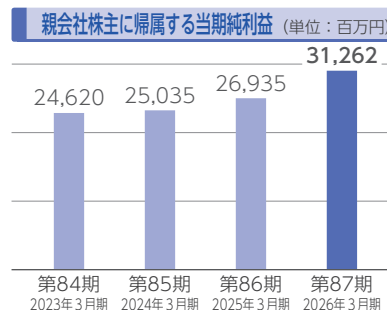
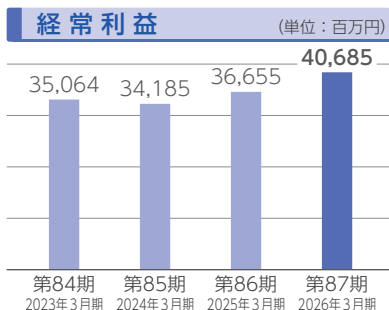
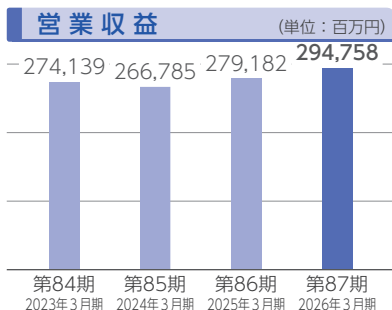
このような環境の中、「中期経営計画2030」の2年目を迎える当社グループでは、各基本方針に掲げる重点施策に引き続き取り組んでまいります。

「中期経営計画2030」における今後の取組み

基本方針	今後の取組み
①国内基盤事業のシェア拡大・強靱化	<ul style="list-style-type: none"> ・バルク貨物取扱拡大に向けた設備投資 ・青果物等の定温貨物取扱拡大に向けた設備投資
②収益基盤としてのグローバル事業の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・インドにおけるロジスティクス事業の拡大 ・米国における自社倉庫を起点とした事業の拡大 ・東南アジアにおける自社倉庫をはじめとするアセットの整備
③新たな物流ニーズに対応した事業拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・蓄電池ビジネスの規模拡大 ・重量物輸送機材の増強 ・投資先スタートアップ企業との技術開発・価値創出
④ポートフォリオ経営を支える経営管理への移行	<ul style="list-style-type: none"> ・戦略本部の設置拡大 ・事業別ポートフォリオ管理に向けた管理システムの構築
⑤全社最適な人材マネジメントの実践	<ul style="list-style-type: none"> ・「あるべき人材像」を目指した人材育成を実現するためのキャリアパスの設計 ・教育、研修体制の整備 ・タレントマネジメントシステムによるスキルの可視化
⑥DXを通じた業務の効率化と提供価値の拡張・高度化	<ul style="list-style-type: none"> ・新設倉庫への自動ラック・無人フォークリフト等の自動化設備の導入 ・倉庫管理システムの改修による在庫の可視化

(3) 財産および損益の状況

区分	第84期 (2023年3月期)	第85期 (2024年3月期)	第86期 (2025年3月期)	第87期 (当連結会計年度) (2026年3月期)
営業収益 (百万円)	274,139	266,785	279,182	294,758
経常利益 (百万円)	35,064	34,185	36,655	40,685
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	24,620	25,035	26,935	31,262
1株当たり当期純利益 (円)	220.69	232.97	257.88	311.26
総資産 (百万円)	456,038	483,921	491,092	538,407
純資産 (百万円)	373,005	387,290	384,518	397,859
1株当たり純資産 (円)	3,372.82	3,622.81	3,780.59	4,006.48



(4) 重要な子会社の状況 (2026年3月31日現在)

会社名	資本金	出資比率	主要な事業
上組陸運株式会社	150 百万円	100.00 %	陸運業
上組海運株式会社	200 百万円	95.00	海運業
上組航空サービス株式会社	100 百万円	100.00	航空貨物代理業
泉産業株式会社	20 百万円	100.00	構内作業請負業
株式会社カミックス	164 百万円	100.00	物品販売業・リース業
大分港運株式会社	40 百万円	100.00	港湾運送業
岩川醸造株式会社	10 百万円	100.00 (100.00)	焼酎製造・一般酒類販売業
エムビー・サービス日本株式会社	301 百万円	66.60	輸入車整備業
日本ポート産業株式会社	100 百万円	100.00	冷蔵倉庫業
上組（香港）有限公司	55 百万香港ドル	100.00	総合物流業
上組国際貨運代理（上海）有限公司	29 百万人民元	100.00 (100.00)	総合物流業
KAMIGUMI GLOBAL SOLUTIONS MALAYSIA SDN. BHD.	32 百万リングギット	100.00	倉庫業・物流業
SAURASHTRA FREIGHT PVT. LTD.	1 百万ルピー	87.75	CFS事業・倉庫業
FAIRFREIGHT LINES PVT. LTD.	5 百万ルピー	83.97 (83.97)	NVOCC事業・マルチモーダル輸送
FAIRFREIGHT SHIPPING LINES (L.L.C)	1 百万ドル	83.97 (83.97)	NVOCC事業・マルチモーダル輸送
FAIRFREIGHT LINES PTE. LTD.	2 百万米ドル	83.97 (83.97)	NVOCC事業・マルチモーダル輸送

(注) 1. 出資比率の（ ）内は、間接所有割合（内数）であります。

- 2025年11月14日付で、SAURASHTRA FREIGHT PVT. LTD.の株式877,500株を取得し、同社およびその子会社であるFAIRFREIGHT LINES PVT. LTD.、FAIRFREIGHT SHIPPING LINES (L.L.C)、FAIRFREIGHT LINES PTE. LTD.の3社を連結子会社といたしました。
- 2026年2月27日付で、日本ポート産業株式会社の株式を追加取得し、完全子会社といたしました。

(5) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

事業セグメント	主要な事業
物流事業	港湾運送、倉庫、国内運送、工場荷役請負、国際運送、物流その他
その他事業	重量・建設、その他

(6) 主要な事業所等 (2026年3月31日現在)

①国内の主要な事業所等

当 社	本 店	神戸市中央区浜辺通四丁目1番11号
	東京本社	東京都港区芝浦三丁目7番11号
	事業本部	海外事業本部 (東京都) 国際物流事業本部 (東京都) 港運事業本部 (神戸市) 重量エネルギー輸送事業本部 (神戸市) 米事業本部 (東京都) 青果事業本部 (東京都) 飼料・穀物事業本部 (茨城県)
	支 店	東京、鹿島、横浜、新潟、苫小牧、浜岡、豊川、東海、名古屋、大阪、 神戸、広畑、玉島、福山、箕沖、徳山、門司、八幡、福岡、大分、志布志

子 会 社	上組陸運株式会社 (神戸市)	関連会社	上津港運株式会社 (神戸市)
	上組海運株式会社 (神戸市)		中央港運株式会社 (神戸市)
	上組航空サービス株式会社 (東京都)		神戸メガコンテナターミナル株式会社 (神戸市)
	泉産業株式会社 (大阪市)		十勝グリーンセンター株式会社 (北海道)
	株式会社カミックス (神戸市)		株式会社神戸港国際流通センター (神戸市)
	大分港運株式会社 (大分県)		株式会社ピット (神戸市)
	岩川醸造株式会社 (鹿児島県)		株式会社サニープレイスファーム (大分県)
	上津運輸株式会社 (兵庫県)		瑞穂商事株式会社 (大阪市)
	エムビー・サービス日本株式会社 (茨城県)		KLKGホールディングス株式会社 (東京都)
	日本ポート産業株式会社 (神戸市)		KLKGロジスティクスホールディングス株式会社 (東京都)
	株式会社ライト建設 (兵庫県)		合同会社海の森水素ステーション (東京都)
	東京都海の森バッテリー事業合同会社 (東京都)		
	上組神栖蓄電事業合同会社 (東京都)		
	上組日吉原蓄電事業合同会社 (横浜市)		

- (注) 1. 2026年4月1日付で、3PL戦略本部を新設し、米事業本部、青果事業本部、飼料・穀物事業本部をそれぞれ米戦略本部、青果戦略本部、飼料穀物・バルク戦略本部に改称いたしました。
2. 2025年9月17日付で、上組神栖蓄電事業合同会社を設立し、子会社といたしました。
3. 当社は、2026年1月1日を効力発生日としてMCKGポートホールディング株式会社を吸収合併いたしました。
4. 2026年2月9日付で、上組日吉原蓄電事業合同会社を設立し、子会社といたしました。

②海外の主要な事業所等

当 社	駐 在 員 事 務 所 等	北京事務所（中国）
子 会 社		上組（香港）有限公司（香港） KAMIGUMI SINGAPORE PTE. LTD.（シンガポール） 上組国際貨運代理（上海）有限公司（中国） 上組国際貨運代理（深圳）有限公司（中国） 台湾上組股份有限公司（台湾） KAMIGUMI (VIETNAM) CO., LTD.（ベトナム） PT. KAMIGUMI INDONESIA（インドネシア） KAMIGUMI-EFR LOGISTICS (MYANMAR) CO., LTD.（ミャンマー） PT. KAMIGUMI LOGISTICS INDONESIA（インドネシア） KAMIGUMI GLOBAL SOLUTIONS MALAYSIA SDN. BHD.（マレーシア） KAMIGUMI MEXICO S.A. de C.V.（メキシコ） KAMIGUMI USA INC.（アメリカ） KAMIGUMI (MALAYSIA) SDN. BHD.（マレーシア） KAMIGUMI (INDIA) PVT. LTD.（インド） SAURASHTRA FREIGHT PVT. LTD.（インド） FAIRFREIGHT LINES PVT. LTD.（インド） FAIRFREIGHT SHIPPING LINES (L.L.C)（アラブ首長国連邦） FAIRFREIGHT LINES PTE. LTD.（シンガポール） THAI LOGISTICS SERVICE CO., LTD.（タイ）
関連会社		EASTERN SEA LAEM CHABANG TERMINAL CO., LTD.（タイ） 上海上組物流有限公司（中国） 豊通上組物流（常熟）有限公司（中国） THILAWA GLOBAL LOGISTICS CO., LTD.（ミャンマー） INTERNATIONAL BULK TERMINAL (THILAWA) CO., LTD.（ミャンマー） APM TERMINALS VALENCIA, S.A.（スペイン） KAMIGUMI KSL TUNNELLING JV PTE. LTD.（シンガポール）

- (注) 1. 2025年11月14日付で、SAURASHTRA FREIGHT PVT. LTD.の株式877,500株を取得し、同社およびその子会社であるFAIRFREIGHT LINES PVT. LTD.、FAIRFREIGHT SHIPPING LINES (L.L.C)、FAIRFREIGHT LINES PTE. LTD.の3社を連結子会社といたしました。
2. 2025年12月16日をもって、THILAWA MULTIPURPOSE INTERNATIONAL TERMINAL CO., LTD.は清算を結了したため、子会社から除外しております。
3. 2026年3月25日付で、当社関連会社THAI LOGISTICS SERVICE CO., LTD.の株式14,000株を追加取得し、子会社といたしました。

(7) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)**①企業集団の従業員の状況**

事業セグメント	従業員数	前連結会計年度末比増減
物流事業	3,823名	163名増
その他事業	336名	1名増
全社(共通)	230名	76名増
合計	4,389名	240名増

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含めております。
2. 上記の従業員数に臨時従業員数は含まれておりません。

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
3,633名	10名増	41.6歳	16.9年

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含めております。
2. 上記の従業員数に臨時従業員数は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	40,000 百万円
株式会社みずほ銀行	30,000 百万円

II. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2026年3月31日現在)

- ①発行可能株式総数 250,000,000株
- ②発行済株式の総数 106,576,837株
- ③株主数 25,893名
- ④大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	13,503千株	13.68%
かみぐみ共栄会	7,378	7.47
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	5,034	5.10
上組社員持株会	3,609	3.66
一般財団法人村尾育英会	2,456	2.49
JPモルガン証券株式会社	2,438	2.47
日本生命保険相互会社	2,271	2.30
住友生命保険相互会社	2,250	2.28
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	2,206	2.24
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	1,761	1.78

(注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 当社は、自己株式7,855千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。なお、持株比率は自己株式を控除して算出しております。

⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

区分	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く。）	3,082株	5名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「II. (2) ⑥取締役および監査役の報酬等」(41～42頁)に記載しております。

(2) 会社役員 の 状況

①取締役および監査役の状況（2026年3月31日現在）

氏名	会社における地位	担当および重要な兼職の状況
深井 義博	代表取締役社長	当社社長執行役員CEO、 取締役会議長
田原 典人	代表取締役	当社副社長執行役員、 管理部門管掌
平松 宏一	取締役	当社専務執行役員、 営業部門管掌（鉄鋼・エネルギーエリア）
長田 行弘	取締役	当社専務執行役員、 営業部門管掌（西日本・九州エリア） 株式会社神戸港国際流通センター 代表取締役社長
椎野 和久	取締役	当社専務執行役員、 営業部門管掌（東・中日本エリア）
保坂 收	取締役	豊国 SHIPPING 株式会社 顧問
松村 はるみ	取締役	株式会社ひろぎんホールディングス 社外取締役
柚木 和代	取締役	イオン北海道株式会社 社外取締役 イオン九州株式会社 社外取締役 株式会社ロック・フィールド 社外取締役
堀内 敏弘	常任監査役（常勤）	－
黒田 愛	監査役	弁護士 公益社団法人日本仲裁人協会 常務理事 公益社団法人民間総合調停センター 理事
秀島 友和	監査役	税理士 ケーティーマシナリー株式会社 社外監査役
佐々木 聖子	監査役	公益財団法人入管協会 業務執行理事 株式会社オープンハウスグループ 社外監査役

- (注) 1. 取締役保坂 收、松村はるみおよび柚木和代の3氏は、社外取締役であり、株式会社東京証券取引所が規定する独立役員として届け出ております。
2. 監査役黒田 愛、秀島友和および佐々木聖子の3氏は、社外監査役であり、株式会社東京証券取引所が規定する独立役員として届け出ております。
3. 監査役秀島友和氏は、税理士の資格を有しており、税務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

②当事業年度中に就任または退任した取締役

イ. 就任

氏名	就任時の会社における地位	就任時の担当および重要な兼職の状況	就任日
柚木和代	取締役	イオン北海道株式会社 社外取締役 イオン九州株式会社 社外取締役	2025年6月27日

(注) 取締役柚木和代氏は、社外取締役であります。

ロ. 退任

氏名	退任時の会社における地位	退任時の担当および重要な兼職の状況	退任日
石橋伸子	取締役	弁護士 弁護士法人神戸シティ法律事務所 代表社員弁護士 株式会社ふくおかフィナンシャルグループ 社外取締役監査等委員 株式会社高松コンストラクショングループ 社外取締役	2025年6月27日

(注) 1. 取締役石橋伸子氏は、任期満了による退任であります。

2. 取締役石橋伸子氏は、社外取締役でありました。

③当事業年度中に生じた取締役の重要な兼職の状況の異動

氏名	会社における地位	新	旧	異動年月日
松村はるみ	取締役	株式会社ひろぎんホールディングス 社外取締役	株式会社ロック・フィールド 社外取締役 株式会社ひろぎんホールディングス 社外取締役	2025年7月25日
柚木和代	取締役	イオン北海道株式会社 社外取締役 イオン九州株式会社 社外取締役 株式会社ロック・フィールド 社外取締役	イオン北海道株式会社 社外取締役 イオン九州株式会社 社外取締役	2025年7月25日
保坂 收	取締役	—	ゆたか SHIPPING 株式会社 顧問	2025年12月31日
		豊国 SHIPPING 株式会社 顧問	—	2026年1月1日

④当事業年度終了後の取締役の地位および担当の異動

氏名	新	旧	異動年月日
深井 義博	代表取締役会長CEO、 取締役会議長	代表取締役社長 社長執行役員CEO、 取締役会議長	2026年4月1日
田原 典人	代表取締役社長 社長執行役員COO	代表取締役 副社長執行役員、 管理部門管掌	2026年4月1日
平松 宏一	代表取締役 専務執行役員、 営業部門管掌 (鉄鋼・エネルギーエリア) 兼 管理部門管掌	取締役 専務執行役員、 営業部門管掌 (鉄鋼・エネルギーエリア)	2026年4月1日
長田 行弘	代表取締役 専務執行役員、 営業部門管掌 (西日本・九州エリア)	取締役 専務執行役員、 営業部門管掌 (西日本・九州エリア)	2026年4月1日
椎野 和久	代表取締役 専務執行役員、 営業部門管掌 (東・中日本エリア)	取締役 専務執行役員、 営業部門管掌 (東・中日本エリア)	2026年4月1日

〔ご参考〕 執行役員の状況（2026年4月1日現在）

氏名	会社における地位	担当の状況
* 田原典人	社長執行役員	COO
* 平松宏一	専務執行役員	営業部門管掌（鉄鋼・エネルギーエリア）兼 管理部門管掌
* 長田行弘	専務執行役員	営業部門管掌（西日本・九州エリア）
* 椎野和久	専務執行役員	営業部門管掌（東・中日本エリア）
國枝哲	上級執行役員	企画領域長、ESG推進室長
前田和也	上級執行役員	海外、国際物流領域長
森公平	上級執行役員	港湾領域長（東日本）
松崎弘芳	上級執行役員	鉄鋼・エネルギー領域長
長谷光比古	上級執行役員	港運領域長、港湾領域長（西日本）
濱田好之	上級執行役員	港湾領域長（中日本）、名古屋支店長
空隆樹	上級執行役員	管理本部長、DX推進室長
岸野保宏	上席執行役員	財務金融本部長、財務部長
佐々木淳	上席執行役員	港湾領域副領域長（九州）、福岡支店長
下西正時	上席執行役員	東京支店長
松尾和彦	執行役員	大分支店長
尾添誠二	執行役員	海外事業本部長
前田秀昌	執行役員	神戸支店長
上田俊幸	執行役員	重量エネルギー輸送事業本部長
田中靖誠	執行役員	人事部長
三浦健二	執行役員	青果戦略本部長
丸岡敏久	執行役員	情報システム部長
西島勲	執行役員	国際物流事業本部長、3PL戦略本部長

(注) *印の執行役員は、取締役を兼務しております。

⑤役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社および「I. (6) 主要な事業所等」(33～34頁)に記載の当社の国内外の子会社の取締役、監査役および執行役員(当事業年度中に在任していた者を含む。)を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険会社が填補するものであります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由がございます。

⑥取締役および監査役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に関する事項

i) 当該方針の決定の方法

当社は2021年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。なお、当該方針の決定に際しては、社外取締役2名による客観的な意見を踏まえ、取締役会において十分に審議いたしました。

ii) 当該方針の内容の概要

取締役の個人別の報酬の決定に際しては、職位・職責に加え、会社の業績水準や社会情勢および他社の報酬水準を踏まえて決定することを基本方針としております。社外取締役を除く取締役の報酬構成は、月額基本報酬(現金報酬)と中長期報酬(株式報酬)により構成し、社外取締役の報酬構成については、客観的な立場から経営や業務執行の監督機能を中心に担うことに照らし、月額基本報酬(現金報酬)のみで構成しております。

なお、月額基本報酬(現金報酬)は、固定給(取締役ごとの職位および職責により定まる基本報酬)および変動給(一定の業績指標に応じて支給される業績連動報酬)とし、社外取締役においては、その業務の特性に鑑み、固定給のみの支給としております。

月額基本報酬(現金報酬)は、固定給および変動給ともに毎月一定の時期に支給し、中長期報酬(株式報酬)は、取締役会の決議に基づき、毎年一定の時期に支給いたします。

iii) 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社は、取締役会の決議により、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に則した役員報酬規程を定めており、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等を当該規程に基づき算定いたしました。また、その算定結果の適正性については、その過半数を社外取締役で構成する指名・報酬委員会が検証しておりますので、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は当該方針に沿うものであると判断しております。

□. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
			月額基本報酬（現金報酬）		中長期報酬 （株式報酬）
			固定給	変動給	
			基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬
取締役 （うち社外取締役）	9名 （4名）	392百万円 （27百万円）	227百万円 （27百万円）	152百万円 （－）	12百万円 （－）
監査役 （うち社外監査役）	4名 （3名）	31百万円 （18百万円）	31百万円 （18百万円）	－	－
合計 （うち社外役員合計）	13名 （7名）	423百万円 （45百万円）	258百万円 （45百万円）	152百万円 （－）	12百万円 （－）

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てております。
2. 上記の員数には、2025年6月27日開催の第86回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名（うち社外取締役1名）分が含まれております。
3. 取締役の金銭報酬の額は、2020年6月26日開催の第81回定時株主総会において年額600百万円以内（うち社外取締役年額500百万円以内）と決議いただいております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち社外取締役2名）であります。
- また、当該金銭報酬とは別枠で、2019年6月27日開催の第80回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬（譲渡制限付株式報酬）額の上限を年額30百万円以内、交付される株式の総数を年間12,000株以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は7名であります。
- 監査役の金銭報酬の額は、2020年6月26日開催の第81回定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名であります。
4. 当社の業績連動報酬は、取締役（社外取締役を除く。）の職位・職責および他社の報酬水準を考慮して決定した基礎給に、前事業年度の業績指標に応じた係数を乗じて算定しております。係数の算定基礎となる業績指標は、持続的かつ中長期的な企業価値の向上を目的に、具体的な経営目標の達成を強く動機付けるインセンティブとなるよう選定し、事前に決定しております。なお、当事業年度の報酬に係る業績指標は連結営業収益および連結営業利益を採用しており、前連結会計年度の実績は、連結営業収益が2,791億82百万円、連結営業利益が330億95百万円であります。
5. 当社は非金銭報酬（株式報酬）として、取締役（社外取締役を除く。）に対し、譲渡制限付株式報酬（事前交付型）を交付しております。
- 譲渡制限期間は交付の日より3年間から30年間までの間で取締役会があらかじめ定める期間とし、また取締役会があらかじめ定める連結営業利益等の業績条件を達成することができない場合には、当社が本交付株式の全部または一部を当然に無償で取得いたします。
6. 当社の取締役会は、代表取締役社長 社長執行役員CEO、取締役会議長深井義博氏に対し、当事業年度に係る個人別の取締役報酬額の決定を委任いたしました。当社業績を把握し各取締役の担当部門について評価を行うには、同氏に委任することが適切であると判断したためであります。なお、当社取締役会は委任を行うに当たり、あらかじめ役員報酬規程を定め、かつ指名・報酬委員会の答申を求めることにより、同氏による権限行使の適正を確保しております。

⑦社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の社外役員の兼職状況

区分	氏名	兼職する法人等	兼職の内容
取締役	保坂 収	豊国 SHIPPING 株式会社	顧問
取締役	松村 はるみ	株式会社ひろぎんホールディングス	社外取締役
取締役	柚木 和代	イオン北海道株式会社 イオン九州株式会社 株式会社ロック・フィールド	社外取締役 社外取締役 社外取締役
監査役	黒田 愛	公益社団法人日本仲裁人協会 公益社団法人民間総合調停センター	常務理事 理事
監査役	秀島 友和	ケーティーマシナリー株式会社	社外監査役
監査役	佐々木 聖子	公益財団法人入管協会 株式会社オープンハウスグループ	業務執行理事 社外監査役

(注) 各兼職先と当社との間に取引等の重要な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会および監査役会への出席状況

区分	氏名	取締役会		監査役会	
		出席回数／開催回数	出席率	出席回数／開催回数	出席率
取締役	保坂 収	16回／16回	100%	—	—
取締役	松村 はるみ	16回／16回	100%	—	—
取締役	柚木 和代	13回／13回	100%	—	—
監査役	黒田 愛	16回／16回	100%	13回／13回	100%
監査役	秀島 友和	16回／16回	100%	13回／13回	100%
監査役	佐々木 聖子	16回／16回	100%	13回／13回	100%

(注) 取締役柚木和代氏は当事業年度中において新たに取締役に就任したため、上記の出席回数および開催回数は、就任日の2025年6月27日以降に開催された取締役会を対象としております。

- ・取締役会および監査役会における発言状況ならびに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
〔取締役 保坂 収氏〕

当社取締役会において経営全般に係る意見を述べ、特に陸上自衛隊や同業他社勤務経験に基づく専門的見地から、業界知見を要する案件について助言・提言を行うなど、意思決定の適法性・適正性を確保するために適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員として、当事業年度中に開催された委員会（全6回）すべてに出席し、客観的・独立的立場で当社の指名・報酬ガバナンスの監督機能を担っております。

〔取締役 松村はるみ氏〕

当社取締役会において経営全般に係る意見を述べ、特に企業経営経験に基づく専門的見地から、経営戦略、人材育成、ESG・サステナビリティの分野で実践的な助言・提言を行うなど、意思決定の適法性・適正性を確保するために適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員として、当事業年度中に開催された委員会（全6回）すべてに出席し、客観的・独立的立場で当社の指名・報酬ガバナンスの監督機能を担っております。

〔取締役 柚木和代氏〕

当社取締役会において経営全般に係る意見を述べ、特に経営トップとしての豊富な経験に基づく専門的見地から、経営戦略、人材育成、ESG・サステナビリティの分野で実践的な助言・提言を行うなど、意思決定の適法性・適正性を確保するために適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員として、就任日の2025年6月27日以降に開催された委員会（全5回）すべてに出席し、客観的・独立的立場で当社の指名・報酬ガバナンスの監督機能を担っております。

〔監査役 黒田 愛氏〕

会社法をはじめ企業法務全般に関する弁護士としての専門的見地や海外法律事務所での勤務経験を踏まえ意見を述べるなど、取締役会の意思決定の適法性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会においても、同様の専門的見地から適宜必要な発言を行っております。

〔監査役 秀島友和氏〕

税務行政に長年携わった経験や、税理士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の適法性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会においても、同様の専門的見地から適宜必要な発言を行っております。

〔監査役 佐々木聖子氏〕

法務行政に長年携わった経験に基づく、法務、リスクマネジメントに関する専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の適法性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会においても、同様の専門的見地から適宜必要な発言を行っております。

八. 責任限定契約の内容の概要

当社の社外取締役および社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、当社との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく社外取締役および社外監査役の損害賠償責任の限度額は、定款第29条第2項の定めにより、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。

(3) 会計監査人の状況

①名 称 ネクサス監査法人

②報酬等の額

区分	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	46百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	51百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表した「会計監査人との連携に関する実務指針」に基づき策定した監査役監査基準を踏まえ、会計監査人が提出した監査計画の妥当性や適正性等を確認し検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社のうち、海外に存在する子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人による監査を受けております。

③会計監査人の解任または不再任の決定の方針

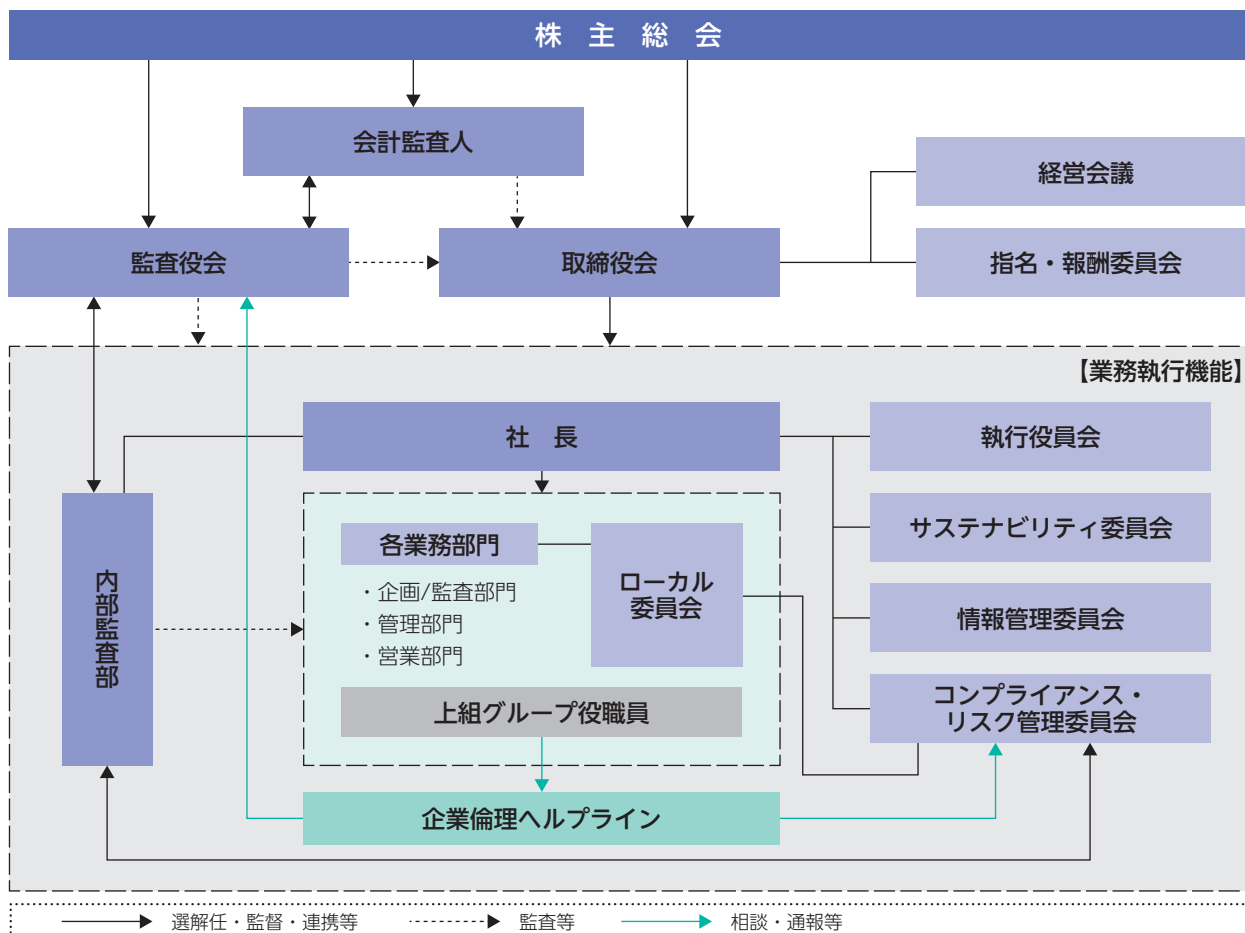
監査役会は、会計監査人が職務上の義務に違反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない行為があるなど、当社の会計監査人であることについて重大な支障があると判断した場合には、会社法第340条第1項の規定により、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。その他会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は、会計監査人の選任および解任ならびに会計監査人を不再任とすることに関する議案の内容を決定いたします。

(4) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主の皆様をはじめとする様々なステークホルダーの利益を損なうことのない、迅速かつ適正な意思決定と業務執行を確保し、長期安定的な成長を実現するための効率的な経営体制の確立を基本方針として、コーポレート・ガバナンスの充実・強化に努めております。

また、連結経営のもとでグループ会社を含めた適法経営を確保するため、事業運営上の様々なリスク管理を根幹とする内部統制システムを構築し、企業としての社会的責任を忠実に果たしてまいります。

コーポレート・ガバナンス体制の模式図



連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	当期 (2026.3.31)	前期(ご参考) (2025.3.31)	科目	当期 (2026.3.31)	前期(ご参考) (2025.3.31)
資産の部			負債の部		
【流動資産】	149,534	156,362	【流動負債】	63,654	46,660
現金及び預金	76,279	75,096	支払手形及び営業未払金	20,417	26,152
受取手形、営業未収入金 及び契約資産	50,664	48,512	短期借入金	—	486
電子記録債権	897	1,094	1年以内返済予定の長期 借入金	20,169	—
有価証券	17,095	26,790	未払法人税等	7,936	6,852
棚卸資産	1,177	1,046	賞与引当金	200	182
その他	3,503	3,878	その他	14,931	12,986
貸倒引当金	△83	△56	【固定負債】	76,893	59,913
【固定資産】	388,872	334,729	長期借入金	50,422	40,000
(有形固定資産)	225,404	223,287	繰延税金負債	9,813	2,439
建物及び構築物	92,519	96,294	役員退職慰労引当金	109	100
機械装置及び運搬具	22,746	17,454	船舶特別修繕引当金	—	7
土地	99,517	100,764	退職給付に係る負債	15,259	16,221
建設仮勘定	8,263	6,928	関係会社事業損失引当金	—	267
その他	2,357	1,845	その他	1,287	877
(無形固定資産)	25,865	6,684	負債合計	140,547	106,574
のれん	11,081	—	純資産の部		
その他	14,784	6,684	【株主資本】	361,297	359,976
(投資その他の資産)	137,602	104,757	資本金	31,642	31,642
投資有価証券	129,088	96,863	資本剰余金	26,913	26,854
長期貸付金	2	—	利益剰余金	331,210	317,009
繰延税金資産	483	232	自己株式	△28,468	△15,528
その他	8,927	8,560	【その他の包括利益累計額】	34,225	22,912
貸倒引当金	△899	△898	その他有価証券評価差額金	28,303	18,450
資産合計	538,407	491,092	為替換算調整勘定	1,780	1,654
			退職給付に係る調整累計額	4,141	2,807
			【非支配株主持分】	2,336	1,629
			純資産合計	397,859	384,518
			負債・純資産合計	538,407	491,092

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	当期 (2025.4.1～2026.3.31)	前期 (ご参考) (2024.4.1～2025.3.31)
営業収益	294,758	279,182
営業原価	232,627	223,646
営業総利益	62,130	55,536
販売費及び一般管理費	25,586	22,440
営業利益	36,544	33,095
営業外収益	4,867	3,706
受取利息及び受取配当金	2,262	1,840
持分法による投資利益	2,068	1,354
その他	536	511
営業外費用	725	146
支払利息	359	79
為替差損	216	—
その他	150	66
経常利益	40,685	36,655
特別利益	6,096	1,967
固定資産売却益	1,154	167
投資有価証券売却益	4,387	1,225
補助金収入	526	574
関係会社事業損失引当金戻入額	28	—
特別損失	2,339	538
固定資産除売却損	416	56
投資有価証券評価損	1,059	—
投資有価証券売却損	—	3
関係会社株式評価損	863	99
ゴルフ会員権売却損	—	11
貸倒引当金繰入額	—	185
損害賠償金	—	181
税金等調整前当期純利益	44,442	38,084
法人税、住民税及び事業税	13,404	11,744
法人税等調整額	△354	△639
当期純利益	31,393	26,979
非支配株主に帰属する当期純利益	130	44
親会社株主に帰属する当期純利益	31,262	26,935

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	当期 (2026.3.31)	前期(ご参考) (2025.3.31)	科目	当期 (2026.3.31)	前期(ご参考) (2025.3.31)
資産の部			負債の部		
【流動資産】	130,469	141,742	【流動負債】	59,844	43,113
現金及び預金	64,839	65,459	営業未払金	16,889	22,662
受取手形	70	374	短期借入金	—	486
電子記録債権	886	1,079	1年内返済予定の長期借入金	20,000	—
営業未収入金及び契約資産	46,213	44,087	未払金	7,137	5,647
有価証券	15,194	26,790	未払費用	5,037	4,493
貯蔵品	178	155	未払法人税等	7,272	6,416
短期貸付金	993	1,645	その他	3,506	3,405
その他	2,142	2,198	【固定負債】	74,575	60,489
貸倒引当金	△49	△48	長期借入金	50,000	40,000
【固定資産】	381,380	331,665	退職給付引当金	19,707	19,269
(有形固定資産)	208,660	208,678	関係会社事業損失引当金	—	267
建物	76,666	79,980	繰延税金負債	4,360	493
構築物	5,993	6,582	その他	506	458
機械及び装置	17,938	14,422	負債合計	134,419	103,603
車両運搬具等	1,894	1,473	純資産の部		
工具、器具及び備品	831	933	【株主資本】	353,122	353,570
土地	97,110	98,357	資本金	31,642	31,642
リース資産	93	—	資本剰余金	26,866	26,854
建設仮勘定	8,132	6,928	資本準備金	26,854	26,854
(無形固定資産)	7,076	6,526	その他資本剰余金	12	—
借地権	6,172	6,172	利益剰余金	323,082	310,602
その他	904	354	利益準備金	5,978	5,978
(投資その他の資産)	165,643	116,459	その他利益剰余金	317,104	304,624
投資有価証券	58,238	48,123	退職給与積立金	800	800
関係会社株式	90,888	51,808	配当準備積立金	1,138	1,138
関係会社出資金	1,028	1,028	固定資産圧縮積立金	2,690	2,553
長期貸付金	9,072	9,527	別途積立金	276,000	276,000
差入保証金	3,525	3,571	繰越利益剰余金	36,476	24,133
その他	3,208	2,723	自己株式	△28,468	△15,528
貸倒引当金	△318	△324	【評価・換算差額等】	24,308	16,234
資産合計	511,850	473,407	その他有価証券評価差額金	24,308	16,234
			純資産合計	377,431	369,804
			負債・純資産合計	511,850	473,407

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：百万円)

科目	当期 (2025.4.1～2026.3.31)	前期 (ご参考) (2024.4.1～2025.3.31)
営業収益	262,716	250,182
営業原価	207,977	199,682
営業総利益	54,739	50,500
販売費及び一般管理費	20,586	18,857
営業利益	34,153	31,642
営業外収益	4,215	4,506
受取利息及び配当金	3,650	4,009
その他	565	496
営業外費用	445	134
支払利息	312	79
その他	132	55
経常利益	37,923	36,014
特別利益	6,135	1,783
固定資産売却益	1,131	160
投資有価証券売却益	4,305	1,049
補助金収入	526	574
抱合せ株式消滅差益	144	—
関係会社事業損失引当金戻入額	28	—
特別損失	2,336	247
固定資産除売却損	413	54
投資有価証券評価損	1,059	—
ゴルフ会員権売却損	—	11
関係会社株式評価損	863	—
損害賠償金	—	181
税引前当期純利益	41,722	37,550
法人税、住民税及び事業税	12,184	11,013
法人税等調整額	△146	△488
当期純利益	29,684	27,026

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

株式会社 上 組
取締役会 御中

ネ フ サ ス 監 査 法 人
大阪府大阪市

代表社員 業務執行社員 公認会計士 森田知之
代表社員 業務執行社員 公認会計士 岡本匡央
代表社員 業務執行社員 公認会計士 川本恭兵

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社上組の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社上組及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

株式会社 上 組
取締役会 御中ネ フ サ ス 監 査 法 人
大阪府大阪市代表社員 業務執行社員 公認会計士 森田知之
代表社員 業務執行社員 公認会計士 岡本匡央
代表社員 業務執行社員 公認会計士 川本恭兵

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社上組の2025年4月1日から2026年3月31日までの第87期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第87期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている内部統制システムについて、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めるとともに、子会社の取締役及び使用人等からも必要に応じて同様の報告または説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、ネクサス監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ネクサス監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ネクサス監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月19日

株式会社 上組 監査役会

常任監査役(常勤)	堀内敏弘	Ⓔ
社外監査役	黒田愛	Ⓔ
社外監査役	秀島友和	Ⓔ
社外監査役	佐々木聖子	Ⓔ

以上

第87回 定時株主総会 会場ご案内図



株主総会会場

ホテルオークラ神戸
 神戸市中央区波止場町2番1号
 ホテルオークラ神戸 1階「平安の間」

交通のご案内

- ▶ JR・阪神「元町」駅より徒歩10分
- ▶ 三宮バスターミナルより無料シャトルバス約10分
 (JR三ノ宮駅前南 ミント神戸1階)

※シャトルバスの運行状況については、ホテルオークラ神戸のウェブサイト等で事前にご確認くださいようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。